

【身体的拘束の廃止に向けて】

身体的拘束は、患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急・やむを得ない場合を除き身体的拘束をしないケアを実践することを宣言します。

【身体的拘束最小化への取組み】

- ・院内職員全員を対象とした、身体的拘束最小化に関する研修会を開催し、身体的拘束廃止に向けた意識作りを取組みます。
- ・身体拘束廃止委員会を毎月1回開催し、身体的拘束最小化に向けた取組みを検討します。
- ・身体的拘束が必要であると判断された場合であっても、身体的拘束以外の代替案を検討します。
- ・身体的拘束廃止に向け、職員自ら提案できる仕組みを作ります。

【身体的拘束実施率の推移】

- ・令和8年1月から3月まで
(入院料を算定した日数 3696日、身体的拘束を実施した日数 0日)
- ・令和8年2月から4月まで
(入院料を算定した日数 3639日、身体的拘束を実施した日数 0日)

令和8年5月15日

院長 村上 泰介
総看護師長 渡辺 明美